

東総広域水道企業団公告第4号

東総広域水道企業団郵送・事後審査方式制限付一般競争入札実施要領に基づく一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和6年3月4日

東総広域水道企業団企業長 越川 信一

入札に付する事項									
件名	水道用次亜塩素酸ナトリウムの購入								
納入場所	香取郡東庄町笹川ろ1番地								
納入期間	契約締結の翌日から 令和7年3月31日まで								
購入品の概要	水道用次亜塩素酸ナトリウム 購入予定量 約374,000kg								
予定価格	事後公表								
最低制限価格	設定なし								
入札保証金	免除								
契約保証金	免除								
本件の入札参加者に必要な資格									
名簿登載	令和4・5年度東総広域水道企業団建設工事等入札参加業者資格者名簿（物品・役務業者）登載者								
地域要件	千葉県に本店又は営業所（入札及び契約の締結等に関する権限を委任された代理人が所属する営業所であること。）を有する者								
登録業種	薬品を希望する者								
納入実績	設定なし								
入札（開札）の日時及び場所									
日時	令和6年3月19日（火） 14時10分から								
場所	東総広域水道企業団2階会議室								
仕様書等の貸出方法	原則として、ウェブサイトからのダウンロード（パスワードは原則としてE-mailにより問合せ・自動返信）又は総務課窓口での貸出（電子ファイル(媒体を持参)）により行います。								
	<table border="0"> <tr> <td>総務課庶務係</td> <td>E-mail</td> <td><a href="mailto:d-06004@tousou-water.jp">d-06004@tousou-water.jp</a></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>工事名等、会社名及び担当者名を必ず明記のこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電話</td> <td>0478(86)3821 (E-mailを利用できない者のみ)</td> </tr> </table>	総務課庶務係	E-mail	<a href="mailto:d-06004@tousou-water.jp">d-06004@tousou-water.jp</a>			工事名等、会社名及び担当者名を必ず明記のこと。		電話
総務課庶務係	E-mail	<a href="mailto:d-06004@tousou-water.jp">d-06004@tousou-water.jp</a>							
		工事名等、会社名及び担当者名を必ず明記のこと。							
	電話	0478(86)3821 (E-mailを利用できない者のみ)							
仕様書等の貸出期間	令和6年3月4日（月） から 令和6年3月15日（金）								
仕様書に関する質問（E-mail又はFAX）※電話により到着確認をすること。									
受付担当課	浄水課浄水係	電話 0478(79)8665 ※到着確認のみ。							
		E-mail <a href="mailto:jousui@tousou-water.jp">jousui@tousou-water.jp</a>							
		FAX 0478(86)3823							
受付期間	令和6年3月4日（月） から 令和6年3月11日（月）								
回答日	令和6年3月12日（火） 質問があった場合のみウェブサイトに掲載する。								
入札書郵送到着期限	令和6年3月15日（金）								
入札書郵送先	〒289-0602 香取郡東庄町笹川ろ1番地 東総広域水道企業団総務課庶務係								

支払条件	毎月払
入札書を郵送する際に同封するもの	納入予定品の製造・販売業者が発行する代理店（特約店）証明書の原本（入札公告日以降の発行日のもの且つ代表者の記名押印があるもの。製造・販売業者は提出不要）
落札候補者となった場合に提出する書類	<p>①入札参加資格審査確認申請書</p> <p>②公益社団法人日本水道協会が発行する水道用薬品の承認登録証（附属書含む。）の写し</p> <p>③納入予定品の品質のわかる書類の写し</p>
その他	<p>①入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。</p> <p>②入札書は、浄水処理薬品用を使用すること。また、記載する入札金額は、1kg当たりの単価を記載すること。</p> <p>③入札書を入れた封筒の郵送方法は、簡易書留の方法でなければ入札は無効とする。</p> <p>④入札書の封筒に納入予定品の製造・販売業者が発行する代理店（特約店）証明書の原本が同封されていない場合や内容等に不備がある場合は無効とする。（製造・販売業者を除く。）</p> <p>⑤入札書の封筒に必要事項が記入されていない場合並びに入札書を入れた封筒が封かん（のり付け）及び封印（裏面の継ぎ目3か所への割印）されていない場合は入札は無効とする。</p>